

## 利益相反管理方針の概要

平成 21 年 6 月

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 29 年 7 月 3 日改正

SBI ジャパンネクスト証券（以下「当社」といいます。）は、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引（以下「対象取引」といいます。）を適切な方法により特定・類型化し、お客様の保護を適正に確保するために対象取引を管理する体制を構築します。

当社は、利益相反管理に関する方針の概要を、法令に従い、ここに公表いたします。

### 1. 利益相反のおそれのある取引の特定・類型

当社は、利益相反の恐れがある対象取引をあらかじめ特定・類型化し、適宜見直しをいたします。利益相反は、（１）お客様と当社または当社グループ会社との利益が相反する取引、及び（２）お客様と当社または当社グループ会社の他のお客様との利益が相反する取引が考えられます。

ただし、当社が行っている業務は、私設取引システム運營業務として行っている金融商品取引所に上場する株式等の媒介業務等となり、お客さまは国内の証券会社等の適格機関投資家に限定されており、これらの業務は全て電磁的に成立する仕組みとなっております。また、当社における営業活動は個別銘柄の推奨等を行うものではなく、これらの運營業務への参加を促す行為に留まります。更に、当社においては、自己売買部門や、投資銀行部門もありません。このため、現在のところ当該利益相反管理方針の規定により類型化された相反取引はありません。

今後、新たな業務を開始する場合及び当社グループにおいて新たに管理すべき金融機関等が該当することとなった場合には、その都度利益相反管理統括部署においてあらかじめ対象取引を特定・類型化し、その管理方法を定めるものとします。

### 2. 利益相反取引の管理方法

当社は、以下に掲げる方法またはその他の方法を選択または組み合わせることにより当該お客様の保護を適切に管理するものとする。

- ① 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- ② 対象取引または当該お客様との取引の条件または方法を変更する方法
- ③ 対象取引または当該お客様との取引を中止する方法
- ④ 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法

### 3. 利益相反管理体制

当社は、適正な利益相反管理の遂行のため、利益相反管理統括部署を設置し、対象取引の特定及び利益相反を一元的に管理いたします。

### 4. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

利益相反管理の対象となる会社【親金融機関等または子金融機関等（金融商品取引法施行令第15条の28）】に該当する会社はありません。

但し、当社はSBIホールディングス株式会社の持分法適用会社であり、また株式会社SBI証券は当社の取引参加者であるため、株式会社SBI証券に関しては自主的に利益相反管理の対象の会社とします。

以 上